

2 業務委託実施時の提出書類

((②業務委託実施時の提出書類))

番号	書 類 名	提出 部数	様式	内 容	提 出 先	提出期限	参照 頁
1	業務計画書	1	—	打合せ時に要する部数を別途用意すること。	監督所管	契約締結後 14 日以内	—
2	業務打合せ書	2	2－1	発注者と受注者の間で、指示・通知・協議・承諾・報告・提出等とにかかわる書面。	〃	打合せの都度	(VI)- 中-1
	〃			〃	〃	〃	(VI)- 中-2
3	身分証明書交付願	1	指定①		〃	交付予定日の 7 日前まで	—
4	業務月報	1	2－2	毎月の委託内容を記入し半月毎に提出する。	〃	上半月は当月 20 日、下半月は翌月 5 日まで	(VI)- 中-3
5	業務日報／（表紙）	1	2－3	日々の委託内容を記入し検査時に提出する。（担当者から指示があれば提出する）	〃	業務委託完了日	(VI)- 中-4, 5
6	安全訓練実施報告書	1	2－4		〃	翌月の 5 日まで	(VI)- 中-6
7	休日・夜間業務届出書	1	2－5	休日及び夜間に実施する場合、作成し提出する。	〃	休日・夜間前 5 日まで	(VI)- 中-7
8	休日・夜間業務実施報告書	1	2－6	休日及び夜間を届出した場合、作成し提出する。	〃	休日・夜間後速やかに	(VI)- 中-8
9	貸与品借用書	1	2－7	土木設計等業務委託契約書第 2 2 条、測量等業務委託契約書第 2 2 条、業務委託契約書（成果物型）第 2 2 条、業務委託契約書（経常型）第 2 2 条、業務委託契約書（長期継続契約用）第 2 2 条、業務委託契約書（システム開発・改修用）第 2 2 条、業務委託契約書（システム開発・保守用）第 2 2 条、業務委託契約書（システム開発・保守用）（長期継続契約用）第 2 2 条による。	〃	引渡しの日から 7 日以内	(VI)- 中-9
10	貸与品返納書	1	2－8	土木設計等業務委託契約書第 2 2 条、測量等業務委託契約書第 2 2 条、業務委託契約書（成果物型）第 2 2 条、業務委託契約書（経常型）第 2 2 条、業務委託契約書（長期継続契約用）第 2 2 条、業務委託契約書（システム開発・改修用）第 2 2 条、業務委託契約書（システム開発・保守用）第 2 2 条、業務委託契約書（システム開発・保守用）（長期継続契約用）第 2 2 条による。	〃	貸与品返納日	(VI)- 中-10
11	貸与品整理表	1	—		〃	貸与品返納後速やかに	—

番号	書 類 名	提出 部数	様式	内 容	提 出 先	提出期限	参照 頁
12	支給品請求書	1	2-9	支給品の受払いがある場合、作成し提出する。	監督所管	受払い予定日の7日前まで	(VI)- 中 -11
13	支給品受領書	1	2-10	〃	〃	支給品の受払い日	(VI)- 中 -12
14	支給品精算書	1	—	〃	〃	受払い後速やかに	—
15	事故報告書	1	指定①	〃	〃	事故発生時速やかに	—
16	設計変更協議書	1	2-11	設計変更事項が生じた場合に提出する。	〃	設計変更の必要が判明次第速やかに	(VI)- 中 -13
17	設計変更履歴一覧表	1	2-12	設計変更協議書に添付する。 (2回目以降)	〃	作成後速やかに	(VI)- 中 -14
18	設計変更承諾書	1	2-13	設計変更契約締結までに実施を必要とする設計変更事項が生じた場合は、本市から設計変更実施指示書を交付するので、これに対する承諾書を提出する。	〃	承諾後速やかに	(VI)- 中 -15
19	部分使用同意書	1	指定①	〃	〃	同意の提示が合った場合速やかに	—
20	履行期間延長協議書	1	2-14	業務委託の実施にあたり、やむを得ない事情により、期限内に完了することが不可能となった場合。	〃	延長の必要が生じた場合。ただし、完了期限14日以前	(VI)- 中 -16
21	業務委託履行遅延報告書	1	2-15	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じるおそれがある場合。	〃	履行遅延が生じる14日以前	(VI)- 中 -17
22	履行遅延届兼業務委託続行願	1	2-16	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じる場合。	〃	履行遅延が生じる7日以前	(VI)- 中 -18
23	誓約書	1	参考1	履行遅延届兼業務委託続行願に添付	〃	〃	(VI)- 中 -19
24	議事録	1	参考2	〃	〃	打合せ事項(議題)があった場合速やかに	(VI)- 中 -20
25	議事録—2	1	参考3	〃	〃	〃	(VI)- 中 -21

様式欄の「—、指定①、指定②」とは下記のことである

— I-1-1-1-10第2項、II-1-1-1-11第2項、III-1-1-1-11第2項、IV-1-1-1-1-8第2項、V-1-1-1-8第2項による

指定① 当該時に監督職員が提示

指定② 測量調査設計業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む